

全労済協会だより

vol.53

CONTENTS

- **2011年度事業計画ダイジェスト** 1
第128回理事会において承認された、全労済協会の2011年度事業計画をご紹介します。
- **【東日本大震災】災害対応** 3
この度の震災における全労済協会としての災害対応を報告します。
- **～団体向け共済のご紹介～**
シリーズ⑤『団体(法人)自動車共済(ユニカー)』
事例と解説 4
- **第128回理事会および第32回評議員会報告** 5
理事会・評議員会の開催報告です。
- **「協同組合研究」を発足** 5
2010年度の課題別研究として、明治大学教授中川雄一郎氏を主査とした協同組合の研究を発足しました。
- **公募委託調査研究(2009年度採用)** 6
〈地域社会の課題と展望〉
「女性ホワイトカラーの保育環境としての地域社会の課題と展望 ー企業福祉との役割分担ー」
川上千佳氏(奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)による研究の報告概要です。
- **研究報告誌を刊行しました** 7
●公募研究シリーズ⑦
「社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築」(関西大学商学部教授 杉本貴志氏)
- **全労済協会からのお知らせ** 7
●当面のスケジュール
- **2011年度公募委託調査研究の募集のお知らせ** 8

2011年度事業計画ダイジェスト

I. 事業方針

全労済協会は、第118回・第126回理事会に確認された基本方針に従い、公益法人改革および保険業法の改正を踏まえた新たな法人への移行に向けて諸準備に取り組んできました。新しい全労済協会では、これまでのシンクタンク事業をさらに発展させていくと同時に、相互扶助事業を継続強化することによって、厳しい経済環境下での新たな経営基盤を構築することが重要になります。新法人移行後も、これまで同様に設立の趣旨を踏まえ、勤労者福祉の向上をめざした公益的なシンクタンク

ク事業を展開すると同時に、勤労者同士の助け合いとしての相互扶助事業の活動を通じて、被災地域を含む勤労者の支援に努めるとともに、豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう精力的に活動を行います。

1. **2011年度事業計画におけるシンクタンク事業の中から公益目的支出計画の申請(継続事業)を行うこととし、そのことを前提として事業を行います。**
2. **相互扶助事業は認可特定保険業として継続することとし、そのための活動を行います。**

II. 公益法人制度改革関連事項

1. 新法人移行に向けた「移行計画」の策定

新法人移行のための方針として「移行計画」を策定し、その内容に従って具体的な対応を進めます。

2. 「新しい全労済協会」づくり

全労済協会としての独自性を持ったシンクタンク事

業を企画し、実行します。また、相互扶助事業の継続強化と、制度の充実に向けた検討を進めます。

3. 行政対応のための体制づくり

経営管理部に対応窓口を設置し、公益目的支出計画や認可特定保険業の対応を進めます。

Ⅲ. シンクタンク事業

1. 取り組みの視点と基本テーマの設定

2011年度におけるシンクタンク事業の取り組みでは、2010年度計画の考え方を基盤にするばかりではなく、10年後を見据えた長期的ビジョンを意識した単年度計画と位置づけることとします。

なお、長期的ビジョンとしては、“勤労者の相互扶助思想の啓発と普及により、「人と人との絆」が強固に張り巡らされた社会の実現”を希求する視座からシンクタンク事業を取り組むこととし、その前進に向けて諸活動の相乗効果の発揮をめざします。

2011年度シンクタンク事業の「基本テーマ」については、長期ビジョンに照らしたうえで、また研究テーマをより深く追究する立場から、2010年度の基本テーマ「絆の広がる社会づくり」を継承し研究を発展させることとします。

2. 調査研究活動の強化・拡大

- (1) 勤労者福祉研究会
- (2) 課題別調査研究
- (3) 生協共済研究会
- (4) 労働者共済運動研究会
- (5) 公募委託調査研究

- (6) 客員研究員研究
- (7) 勤労者意識調査
- (8) 大震災緊急提言活動

3. 啓発普及活動・教育研修活動の強化・拡大

- (1) シンポジウム・講演会・研究報告会等の開催
- (2) 勤労者への教育研修活動（退職準備教育研修会）
- (3) 若手研究者の育成活動
- (4) 寄附講座

4. 調査研究体制の強化と広報活動等の推進

- (1) 外部研究・教育機関等への派遣を含めた内部研究員の育成の検討
- (2) 諸外国の勤労者福祉・共済活動に関する情報収集・調査および関係団体との連携
- (3) 広報活動の推進

5. 地域社会研究と地域実態調査活動

絆のある社会づくり、および地域活性化の視点から地域活動家等を中心とした研究を「各地域での地域おこしの取り組み」や、「勤労者の生活問題を支援する活動」などについての実態調査を交えながら行います。

Ⅳ. 相互扶助事業

1. 認可特定保険業法者の認可申請に向けた取り組み

現行実施の共済制度内容を最低限継続できることを基本とし、省令等の内容に基づき、掛金料率の見直し等も含めた現行の業務方法書の一部修正による認可取得を進めます。

認可特定保険業に対応したシステムや諸帳票類の改定準備を進めます。

- (1) 省令への対応
- (2) 認可申請書類の作成
- (3) 行政折衝
- (4) 既存システム・諸帳票類の整備

2. 事業推進活動の取り組み

- (1) 各共済の推進強化
- (2) 全労済および全福センター等と連携した取り組み

3. 事務処理体制強化の取り組み

- (1) 迅速で正確な事務処理体制の強化

4. 事業目標

団体建物火災共済および団体（法人）自動車共済の件数は、2010年度（2011年5月末）実績の維持確保とし、慶弔（自治体提携用）共済の件数は、1%の増加を目標とします。事業目標に基づく収入掛金目標は下記のとおりとします。

（単位：契約件数=件／収入掛金=千円）

		団体建物	団体自動車	慶弔	合計
契約件数	2011年3月末実績	3,952	3,381	578,438	585,771
	2011年5月末見込	3,945	3,377	581,015	588,337
	目標	(3,945)	(3,377)	(586,825)	(注1) 594,147
	純増	0	0	5,810	5,810
	純増率 (%)	0.0%	0.0%	1.0%	0.9%
収入掛金	2011年3月末実績	98,864	96,775	1,334,258	1,529,897
	2011年5月末見込	120,814	112,823	1,593,740	1,827,377
	目標	140,398	105,984	1,571,233	(注2) 1,817,615
	純増	(19,584)	(-6,839)	(-22,507)	(注3) -9,762
	純増率 (%)	(16.2%)	(-6.1%)	(-1.4%)	(注3) -0.5%

(注1) 目標件数は、2011年3月末実績を基に5月末を推測して算出していますので、年度末（5月）の確定した件数が、2011年度目標件数となります。
 (注2) ① 団体建物火災共済の収入掛金目標は、複数年契約（2・3年）を取り扱い停止したことにより、2011年度に1年契約の掛金収入が見込まれるため増加予測となります。
 ② 慶弔（自治体提携用）共済の収入掛金目標は、保障内容の縮小（8団体予定）による収入の減少を見込んでいます。
 (注3) 収入掛金の純増と純増率は、2011年3月末実績を基に5月末を推測して表示していますので、年度末（5月）が確定するとその差額分が変更になります。

V. 総務事項

1. 役員改選への対応

2011年度は役員改選期(2011年9月)に当たるため、役員改選への対応を進めます。

2. 適正な財務運営の取り組み強化

実態に即した収支計画を作成するとともに、今後の財務運営について検討します。

3. 事業の発展に向けた事務局機構の構築

認可特定保険業への対応やシンクタンク事業の充実に向けて、外部関連団体・企業との連携を視野に入れながら体制強化をはかります。

4. 業務改善の取り組み

監督官庁の指導に基づく対応や事業の効率化を一層進めるとともに、全労済協会の発信力の向上に向けた広報活動を強化します。

5. 会計処理の強化

今年度より平成20年会計基準に基づく会計処理を行います。

6. 自然災害被災者支援促進連絡会の取り組み

東日本大震災を契機として、地域復興支援イベントを検討するとともに自然災害被災者支援促進連絡会の再開に向けた対応を進めます。

【東日本大震災】全労済協会としての災害対応



1. 全労済協会としての対応

(1) 役職員の安否確認

常勤役職員ならびに非常勤顧問について安否確認を行い、家族を含め無事を確認しました。

また、非常勤理事・評議員へのお見舞い文書の発送と被災状況確認を実施しました。

(2) 災害対策会議等の実施

震災発生翌日の3月12日(土)に全労済と実務レベルの打合せを行いました。また、14日(月)に災害対策のための事務局全体会議を開催し、今後の対応について協議を行い、全労済協会内部に「災害対策会議」を発足させました。

(3) 全労済グループの対応

- ① 東日本大震災に関する全労済グループ連絡調整事務局会議を立ち上げ、定例的に開催する中で情報の共有化と受委託事業間の必要な調整を行いました。
- ② 4月6日～6月15日(予定)にかけて、全労済契約者の被害調査のための全国支援動員へ派遣

を行いました。

- ③ 全労済グループ役職員のための募金活動(カンパ)に取り組みました。

(4) その他の対応

- ① 4月5日開催の内部会議において、今後の対応について協議を行い、2010年度地方シンポジウム(岩手シンポジウム)について中止することを確認しました。
- ② 4月28日に連合ボランティア派遣への支援として連合へ500万円(全労済と合算して5,000万円)の支援金の拠出を行いました。
- ③ 5月1日～3日にかけて岩手および宮城の連合他関係団体へのお見舞いと被害状況の視察を実施しました。
- ④ 5月18日～19日にかけて宮城および福島の被災地域の中小企業サービスセンター各団体のお見舞いと被害状況の視察、および被災自治体への義援金(3県に対し100万円ずつ合計300万円)の寄附を実施しました。

2. 自然災害被災者支援促進連絡会の対応

- ① 4月27日～28日にかけて連絡会の開催に向けた幹事会の実施について関係団体との協議を行い、5月19日(木)に幹事会を開催しました。
- ② 自然災害議連への対応として、4月28日に議員会館を訪問し、議連会長(滝実衆議院議員)との面会を行いました。議連等の活動状況について情報収集を行うとともに、今後の連絡会の対応を説明し、協力を要請しました。



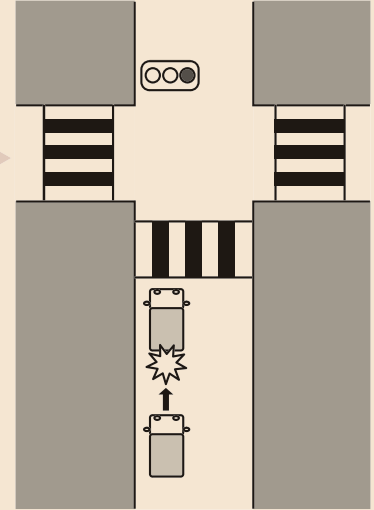
～団体向け共済のご紹介～

シリーズ⑤『団体(法人)自動車共済(ユニカー)』事例と解説



■CASE

交差点で信号待ちの車に追突してしまいました。
 現場調査の結果、責任割合が「100:0」となりました。(自分が100、相手が0)
 この事故で相手自動車の後部及び自車の前部が損傷し、共に修理が必要となりました。
 相手運転手は首を痛め、通院と数日の休業を要しました。
 自分と同乗者(自車)も軽症を負い、しばらくの期間、通院が必要となりました。
 さらに、自車の荷台に搭載していた輸送中の荷物が壊れてしまい、得意先に迷惑をかけてしまいました。



事故状況を整理します

相手の被害

- ① 相手自動車の後部の損傷
- ② 相手運転手が軽症により、通院による治療
- ③ 相手運転手の休業

自分の被害

- ④ 自車の前部の損傷
- ⑤ 自分も軽症により、通院による治療
- ⑥ 同乗者も軽症により、通院による治療
- ⑦ 得意先の荷物を破損

責任割合⇒100(自車):0(相手)

上記①～⑦について、ユニカーの場合、“どれが給付の対象”でしょうか？

相手自動車の後部の損傷

1 相手自動車に損害を与えてしまい、法的な損害賠償責任を負った場合、相手自動車への損傷の修理費用は対物賠償の対象となります。対物賠償とは、他人の車や建物・塀・道路標識等、他者の財物を壊してしまった時の補償です。



相手運転手が軽症により、通院による治療

2 交通事故により相手を負傷・死亡させ、法的な賠償責任を負った場合、対人賠償の対象となります。対人賠償とは、歩行者や、他の車の搭乗者等を死亡させた時もしくは怪我をさせた時の補償です。自賠責保険の場合、支払限度額が死亡・後遺障害＝3,000万円、怪我＝120万円、最低限の補償しかありません。その為、ユニカーのような任意共済(保険)への加入が必要になります。今回のケースでは相手の運転手を怪我させてしまいましたので、治療費や休業中の収入補償や逸失利益、精神的損害についても補償対象となります。

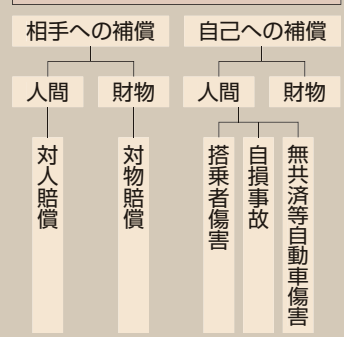


相手運転手の休業

3 対人賠償の対象となります。上記2でも記載してありますが、事故による怪我が原因で休業となった場合は、休業中の収入についても補償対象となります。



ユニカーの構成



自車の前部の損傷

4 対物賠償の対象とはなりません。対物賠償は、相手方に対する賠償責任を補償するものであって、自己に対する補償ではありません。自車の損害に対しては、車両共済(保険)に加入する必要があります。(当会では実施していません)



自分も軽症により、通院による治療

5 被共済自動車に乗る運転者や同乗者については搭乗者傷害の対象となります。搭乗者傷害は、損害賠償に対する補償ではなく、傷害共済として機能します。(相手に対する補償ではなく、自分側に対する保障)



同乗者も軽症により、通院による治療

6 上記の5でも記載しましたが、同乗者も搭乗者傷害の対象となります。



輸送中の荷物を破損し、得意先に迷惑をかけてしまった

7 補償対象外です。このような荷主あるいは元請運送人に対し、貨物自体の損害に関して負う損害賠償責任の補償は、自動車共済(保険)ではなく運送保険もしくは運送業者貨物賠償保険等で補償することが可能です。(当会では実施していません)



●○留意事項●○

- ・上記はあくまで事例です。実際のケースでは、諸条件によって異なる結果となる場合も有ります。
- ・給付支払額は、事故調査による責任割合や被害認定額・支払限度額等によって決まります。
- ・故意により生じた場合など、共済金をお支払いできないケースも有ります。



東日本大震災における全労済協会の取り扱いについて

当会では、今回の地震による甚大な被害に対して、以下の取り扱いを実施しております。

1. 共済金等のお支払いについて

- | | |
|--|--|
| (1) 団体建物火災共済の支払い
地震等見舞金については、規定に沿って全額お支払いいたします。 | (2) 慶弔(自治体提携用)共済の支払い
住宅災害見舞金及び災害関係(「不慮の事故等」等)については、規定に沿って全額お支払いいたします。 |
|--|--|

2. 共済金等のご請求に当たっての簡易迅速なお支払いについて

ご請求手続きにあたり、必要書類の一部を省略させていただき、簡易な手続きにより迅速なお支払いに努めます。

第128回理事会および第32回評議員会報告

**第128回理事会・第32回評議員会について、下記のとおり開催いたしました。
なお、若干の質疑を行いながら協議を行ったすべての議案について、承認されました。**

(1) 第128回理事会

- 日 時 2011年5月24日(火)
- 場 所 ホテルサンルートプラザ新宿
- 議 題 第1号議案 業務報告承認の件
第2号議案 2010年度補正予算(案)に関する件
第3号議案 新法人移行計画(案)に関する件
第4号議案 2011年度事業計画(案)に関する件
第5号議案 2011年度収支予算書(案)に関する件
第6号議案 その他

(2) 第32回評議員会

- 日 時 2011年5月20日(金)
- 場 所 ホテルサンルートプラザ新宿
- 議 題 第1号議案 業務報告承認の件
第2号議案 2010年度補正予算(案)に関する件
第3号議案 新法人移行計画(案)に関する件
第4号議案 2011年度事業計画(案)に関する件
第5号議案 2011年度収支予算書(案)に関する件
第6号議案 その他

「協同組合研究」を発足

1. 研究の目的

勤労者の生活不安、雇用不安が高まり、地域社会や家族の絆が希薄になっていると指摘される社会で、生活の安定と生活文化の向上に資する共助組織としての協同組合への期待は高まっている。

協同組合陣営でも国連が明年(2012年)を国際協同組合年と定めたことを契機に、その期待にどう応えるのか、協同組合が果たすべき役割はどうあるべきかについて、広く議論を重ねながら模索しているところである。また、このたびの東日本大震災においても被災組合員とその地域の復旧、支援に全国の協同組合がその事業を通じて、あるいはボランティアとして、被災地で日夜奮闘している。

しかし、その果たしている役割に比べて、人々のなかでの協同組合に対する認知度や信頼度は十分なものと言えるだろうか。また、協同組合セクター論の今日的課題や、「信頼性の危機、経営の危機、思想性の危機」(レイドロー報

告1980)は、今日的な形に姿を変えて、我々の目の前に存在していると思われる。

そこで、本研究は勤労者、消費者の視点に立ち、メンバーシップとシチズンシップの関係も視野に入れつつ協同組合が勤労者、消費者の生活に深く根付くために、今何が求められているか、協同組合のこれからの役割は何かなどについて、示唆を提供することを目的とし幅広く研究を進める。

2. 研究委員

- ・主査 中川 雄一郎氏(明治大学政治経済学部教授)
 - ・委員 秋葉 武 氏(立命館大学産業社会学部准教授)
 - 大高 研道 氏(聖学院大学政治経済学部教授)
 - 川島 美奈子氏(静岡英和学院大学人間社会学部准教授)
 - 杉本 貴志 氏(関西大学商学部教授)
- 全労済協会調査研究部

3. 研究期間

2011年3月～2012年12月

公募委託調査研究(2009年度採用)

〈地域社会の課題と展望〉

「女性ホワイトカラーの保育環境としての地域社会の課題と展望 —企業福祉との役割分担—」

奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程 川上千佳

当会に対して上記研究の成果報告がありました。その概要を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日発行する予定です。

報告概要

(1) 本調査研究の背景と目的

ホワイトカラーの職業に就く女性(女性ホワイトカラー)は、ブルーカラー職の女性よりも仕事と家庭の両立が難しく、就業の継続が困難であるということが先行研究で報告されている。その要因としては、女性がブルーカラーとして働く場合は自宅近隣でのパート就労が多いのに対し、ホワイトカラーではフルタイムで比較的遠距離の職場に通うケースが多いことがあげられるが、これとは別に昨今の保育事情が関係しているものと考えられる。日本の保育は、従来、自宅の近く地域社会の認可保育所を中心に整備されてきた。近年は待機児童が社会問題となっていて首都圏において著しく、働く女性の中でも首都圏でホワイトカラーとして働く者は、特に仕事と家庭の両立が難しい状況にあるといえる。

このような考えのもとに、本調査研究では、首都圏女性ホワイトカラーを対象に、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に向け、地域社会が保育環境としてかかえる課題と今後の展望を明らかにすることを目的とする。また、検討にあたっては、先に述べたようにホワイトカラーについては比較的遠距離の職場に通うケースが多い、いわば“職”と“住”が地理的に離れるという特性に着目し、近年、企業・職場において整備が進められている企業内保育所と自宅の近く地域社会の保育所はそれぞれどのような役割を果たしているのか、保育環境としての地域社会と企業福祉の役割分担という視点をもって行うものである。

(2) 本調査研究(本報告書)の構成

本調査研究の構成としては、下記の3つの調査を行った。

①利用者(女性ホワイトカラー)調査:首都圏女性ホワイトカラーの仕事や家庭における家事・子育ての状況、保育サービスの利用の実態や意向等を把握することを目的に、Webアンケートを実施した。また、今後、本テーマの検討を進めるうえで有効な分析枠組として、Sue Campbell Clarkが提唱するWork Family Border理論を取り上げ、本理論にもとづく基礎データの収集と仮説の検証をあわせて行った(第2章)。

②地域関係団体調査:保育環境としての地域社会と企業福祉の役割分担について、地域社会の観点からの意見聴取や状況把握を行うことを目的に、関係団体を対象とするインタビュー調査、及び首都圏1都3県の自治体における次世代育成支援対策推進法「地域行動計画」後期計画の概要整理を行った(第3章)。

③企業調査:企業内保育所を設置・運営する企業を対象に、保育環境としての地域社会と企業福祉の役割分担という点から、各企業の企業内保育所の利用者の状況、地域社会や地域の保育所等との関わり等の実態を把握することを目的にインタビュー調査等を実施した(第4章)。

(3) 本調査研究の結果のまとめ

首都圏に住む女性ホワイトカラーの多くは、自宅の近く地域社会の認可保育所に子どもを預けて、電車で片道40分程の会社に通い、正社員・フルタイムで働きながら、夫よりも早く帰宅して家事や子育ての大部分を担っている。職場の近くにある保育所に子どもを預け、子どもがそばにいる環境のなかで、安心してゆつくり仕事をするという生活もあると考えるが、夫婦どちらかの職場にある企業内保育所を利用できても地域社会の保育所を利用すると答える者が大半を占める。地域社会には夫や親、民間の保育サービスなど、自分に代わる多様な育児資源が存在する。また、保育・子育ての拠点を自宅の近く地域社会以外に置けば、親は子どもを連れてその間を往き来することとなる。子どもにとって長時間電車に乗ることや歩くことは負担が大きく、結果的に一緒にいる親にとってもかなりのエネルギーを要する。こうした理由から、子どもを持つ者の多くは、自宅の近くの地域社会が保育・子育ての拠点だと考えていることが推察される。

このような子育てする者の生活実感や生活実態を受けて、地元行政は、次世代育成支援対策推進法「地域行動計画」のもとに関連施策を総合的に推進している。しかしながら、保育所については、近年、首都圏では待機児童問題が深刻な状況にあり、NPOや企業、関係団体等の多様な主体

による新たな保育サービスが生まれている。これらの新しいタイプの保育所には、小規模で低年齢児には落ち着いた保育ができるなどの利点がある一方で、集団保育ができない、園庭がないなどの問題点が指摘される。従来の認可保育所制度に即した保育所整備が理想かもしれないが、認可保育所に空きがないなかで、利用者である親のニーズは「どこでも、とにかく安心して預けられるところ」という切迫したものとなっている。こうしたニーズに即時に対応するため、保育所の多様化を進めることで数の増加が図られているといえる。

では、新しいタイプの保育所は、待機児童対策として、認可保育所の数的不足を補完するに過ぎないのか。本調査研究では、企業内保育所を取り上げ、地域社会の保育所との役割分担という視点から検討を進めてきた。その結果、主に企業調査から、企業内保育所の立地特性により東京都23区内の都心にある場合は、育休明けで職場復帰する女性が認可保育所に入るまでの「つなぎ」として利用することが多いが、郊外にある場合は必ずしもそうではなく、企業内保育所が独自の存在意義を備える可能性を認めることができた。具体的には、利用者調査より、実態として妻の職場の近くの保育所に子どもを預けている家庭以外に、①妻が自動車通勤している、②妻の親の援助を利用できない、

③主に妻が子どもの保育所への送り迎えをしている、という属性の家庭において企業内保育所の有効性が確認された。このうち「①妻が自動車通勤している」は、電車に比べ自動車では子連れ通勤の負担が小さく、企業内保育所の利用を希望する積極的な要因といえる。一方、「②妻の親の援助を利用できない」「③主に妻が子どもの保育所への送り迎えをしている」は、他に代わる者がなく妻に子育てが集中している状況と整理され、妻が仕事と子育てを両立するための方策として企業内保育所の利用を希望していると考えられる。そして、このことは、逆説的に、現状こうした状況にある家庭に対しては、認可保育所や地域社会は保育・子育ての拠点として十分に機能していないと解釈できる。

地域社会及び認可保育所は、子育てする者にとって無理のない自然な選択として、今後も保育・子育ての拠点であり続けるであろう。しかし、首都圏において頼る者なく子育てする女性ホワイトカラーを、地域社会は支え切れないという課題を有する。このような状況を踏まえ、地域社会は、行政・NPO・企業・関係団体など多様な主体が相互に連携し役割分担をしながら、人々の保育・子育てのニーズに対応していくことが必要と考える。さらに、そのことで地域社会において子どものいる家庭がつながり、地域は再生するものと考えられる。

研究報告誌を刊行しました

本誌49号でご紹介しました、公募委託調査研究「社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築」について、研究報告誌を刊行しました。同報告誌をご希望の方は、当会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「公募研究シリーズ」ページからお申し込みください。

●公募研究シリーズ⑰「社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築」

(関西大学商学部教授 杉本貴志氏)

新刊



全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
6月10日(金)~8月31日(水)	2011年度公募委託調査研究募集	
6月13日(月)	第14回地域社会研究会開催	研究会成果のとりまとめについて
7月25日(月)	第129回理事会(於:仙台市)	2011年度事業報告・決算報告 他
7月25日(月)	第33回評議員会(於:仙台市)	2011年度事業報告・決算報告 他

2011年度公募委託調査研究の募集のお知らせ

募集テーマは「絆の広がる社会づくり～大転換期の日本社会の展望～」

全労済協会では、勤労者福祉に関する調査研究の一環として、2005年度から委託調査研究を公募しています。

2011年度の公募委託調査研究は、6月10日(金)から8月31日(水)までの期間募集いたします。

趣旨と概要は下記のとおりです。ご応募をお待ちしております。

詳細な「募集要項」は、当会のホームページに掲載しております。また、「公募研究申請書」はホームページ上で応募エントリーのうえ、ダウンロードができます。

●全労済協会ホームページ <http://www.zenroaikyoukai.or.jp>

2011年度公募委託調査研究の趣旨と概要など

●研究募集の趣旨

勤労者の福祉・生活実態に関する調査研究を通じて、広く相互扶助思想の普及を図り、もって勤労者の福祉向上とその発展に寄与することを目的に、調査研究を広く募集します。

●研究募集の概要

①今回の募集テーマ…「絆の広がる社会づくり～大転換期の日本社会の展望～」

②公募委託調査研究費の総額等

2011年度募集の委託調査研究費の総額は1,800万円とし、数件の研究の採用を予定します。

今回は総額を引き上げ、①応用・先進的研究や、②主に若手研究者を対象とした研究機会の提供の2つの観点で採用を予定します。

③募集期間(応募書類受付期間)

2011年6月10日(金)～8月31日(水)午後5時まで(当会必着のこと)

④応募審査から成果公表までの予定

- 応募審査：2011年9月～10月
- 採否通知：2011年10月～11月
- 契約締結：2011年11月～12月

●研究期間：2011年12月から原則1年間。最長は2013年4月まで。

●成果公表：研究終了後、当会への報告会、報告誌の刊行等。

●応募資格

研究は研究者が1人で行う研究でも、複数の研究者が共同で行う研究(共同研究)のどちらでも可能です。

下記のいずれかに該当し、日本語での申請書・研究報告書の作成や当会からの問い合わせに対応できる方とします。

- 学校教育法に基づく大学及び同附属研究機関に所属する研究者
- 民間の研究所(民間企業の研究部門を含む)に所属する研究者
- 大学院博士課程在籍者

なお、共同研究の場合は、研究者の中から上記の資格を満たす代表研究者を1名決めていただきます。

代表研究者は、当会との連絡窓口として責任を持ち、研究計画の遂行および研究成果の取りまとめ、研究進捗および最終成果の報告など、研究全体を統括する研究者です。

当該研究以外の事由による長期にわたる海外出張等で、代表研究者の責任を果たせない場合には代表研究者にはなりません。

(参考)過去の研究募集テーマと採用研究

①2010年度…募集テーマ「絆の広がる社会づくり」

- 「非自発的孤立・無縁ゼロ社会創成のためのセイフティネット設計」
- 「福祉NPOと住民自治組織の連携システムに関する研究」
- 「インターネット上の社会関係資本に基づく地域社会政策」
- 「退職後勤労者の家族および近隣との『つながり』と高齢期の健康状態に関する調査研究」
- 「地域防災における相互扶助のあり方に関する研究」
- 「若者のキャリア形成における社会関係の役割—女子大生の将来展望と重要な他者」
- 「地域通貨を活用した地域ドックによる地域社会の活性化」
- 「協力し合う組織文化の評価とその構築によるメンタルヘルス疾患一次予防の検討」

②2009年度…募集テーマ「地域社会の課題と展望」

- 「地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究」
- 「次世代育成支援行動計画における地域子育て支援事業の評価に関する研究」
- 「女性ホワイトカラーの保育環境としての地域社会の課題と展望—企業福祉との役割分担」
- 「地域を支える保育サービスと子育て支援策—国際比較からみた日本型『準市場』改革の可能性」
- 「自主防災組織活性化による福祉コミュニティ再生の課題と展望」
- 「社会的企業の社会的包摂機能の戦略的社會基盤整備の制度化に関する日英比較研究」
- 「日本における中山間地域の活性化に関する地域マネジメント研究—経営学・マーケティング・ケアの視点から—」

全労済協会だより vol.53 2011年6月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenroaikyoukai.or.jp>